

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
第5回会議 次第

日 時 平成25年8月25日(日)
午後1時から
場 所 印西地区環境整備事業組合
3階 大会議室

次第	頁	参考資料
1 開会		
2 会議録について(第4回会議)		資料外別添
3 ごみ処理基本計画検討委員会の進捗状況の報告について		①
4 組合議会に関する報告について		②
5 事業推進手法の比較①-6 (広報の方法について)	1	③
6 事業推進手法の比較①-7-1 (住民意見等の確認について)	1	③
7 事業推進手法の比較②-2 (比較対象地の抽出手法について)	2	③
8 事業推進手法の比較②-5-1 (用地の比較評価項目等について)	3	③・④
9 その他		
10 閉会		

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
事業推進手法の比較①-6・①-7-1 (広報の方法・住民意見等の確認)

事業推進手法の項目	第4回会議で抽出された案	第4回会議での主な委員意見の概要
6. 広報の方法	(1)-1 組合ホームページ	①必要な情報を必要なときに発信する最良の方法である。 ②カウンターを付けたほうが良い。 ③検討委員会の入口を目立つようにすべき。
	(1)-2 組合広報紙	①新聞折込みによる配布の他、駅及び関係市町の公共施設で配布すべき。 ②年3回程度の特集号を発行すべき。
	(1)-3 関係市町ホームページ	
	(1)-4 関係市町広報紙	①毎回ではなく、住民説明会の開催等、ポイントとなる場面で活用することが大切である。
	(2) 町内会回覧	①町内会加入率が低下していることから、有効な配布先として判断しないほうが良い。
	(3) ツイッター及びメールマガジン	
	(4) 各種市民団体への情報提供	
	(5) 町内会役員へ情報提供	
	(6) 地域新聞	
	(7) ケーブルテレビ	
		<p>※その他の意見について</p> <p>①市民と検討委員会の情報格差を出来るだけ小さくすることに力を注ぐ必要がある。 ②ターム毎で情報公開レベルを変えるべき。 ③情報の垂れ流しにならないよう、住民合意までの段階的な道筋を決めておくべき。 ④みだりに情報公開すると騒乱状態になる可能性がある。 ⑤情報公開に関し、逆差別的なアンバランスが生じないように配慮すべき。 ⑥効果のありそうなものは、やってみるしかないというのが実態かも知れない。</p> <p>※広報の内容について</p> <p>①次期施設は、単なる迷惑施設ではないことを広報すべき。 ②ホームページで、嫌悪施設的なイメージが払拭される資料を掲載すべき。 ③ホームページで、市民の想像力を掻き立てるプラス要素の情報提供し、誘致を目指すべき。 ④どういう施設が出来るのか、正しくイメージしてもらうことが必要である。</p> <p>以下、第3回会議以前での、関連する委員意見の概要</p> <p>①施設の性能や環境影響等の基礎情報を早急且つ的確に広報し、共通認識を図るべき。 ②公害の観点からは全くクリーンであることをご理解いただければ、合意形成はさほど苦労しない。</p>
7-1. 住民との合意形成 (住民意見等の確認)	(1) 意見等の常時受付を実施 (電子メール、書面提出、書面郵送、ファックス)	
	(2) 本検討委員会住民委員の応募者が提出した小論文の公開	
	(3) アンケート調査の実施	①対象を現施設周辺住民とするか、全住民とするか。 ②対象に温水センター利用者を加えるべき。
	※不適切な意見等の排除	①排除を委員長判断とするか、会議で決するとするか。
	※匿名意見等の取り扱い	
	※受付した意見等の公表方法	
		<p>※その他の意見について</p> <p>①質問の全てを委員会で答えることは、本来検討すべき中身が全然決まらないのでは。 ②聴取した住民意見をどこまで斟酌するのか疑問である。 ③住民意見は、内容の範囲及び期限を設けて聴取すべき。 ④前回計画の指摘を踏まえて、事務局各案を行うことは、姿勢として大切である。</p>

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
事業推進手法の比較②-2（比較対象地の抽出手法）

公募(自薦・他薦)：一般的に、求める用地の基本的な条件を設定して、広く住民・事業者などに募集を呼びかけるもの。土地の所有者（地権者）が応募（自薦）する場合と、地権者以外の者が応募（他薦）する場合も含めて募集する場合があります、応募者の資格要件も設定する必要があります。

関係市町による推薦：関係市町が用地を抽出し推薦するもの。公有地や公共用地について推薦する場合と、それ以外の土地（民有地、開発事業用地等）を含めて対象とする場合があります。

検討委員会による推薦：検討委員会で定めた抽出条件に従って、適した用地を推薦するもの。

前回手法の比較検討地：前回に比較評価を行った対象地の抽出条件。

抽出手法	公 募		関係市町による推薦		本検討委員会による推薦	前回手法の比較検討地 5ヶ所+現在地
	自 薦	他 薦				
抽出対象者	地権者（土地所有者・事業者）	地権者以外の者	関係市町		検討委員会	関係市町(村)
対象となる用地	民有地	民有地・公有地	市町内公有地 (国・県有地含む)	市町内民有地	全域	当時5市町村の全域を対象
抽出に要する 期間	募集要件の設定（数ヶ月程度） 募集期間（3ヶ月前後が多い）		推薦条件の設定（数ヶ月程度） 推薦期間：未定		抽出条件の設定（数ヶ月程度） 抽出期間：未定	条件設定：約3か月 抽出期間：約2か月
地権者との 合意形成	合意形成済	合意形成が必要 (地権者との合意形成を応募条件 とした場合、合意形成済となる)	合意形成済	合意形成が必要	合意形成が必要 (抽出時には合意は形成されて いない)	・比較検討地によって異なるが 土地所有者への説明は実施済
周辺住民との 合意形成	合意形成が必要 (周辺住民・自治会等の同意・了解を応募条件にした場合、ある程度の 合意形成が図られている。同意・了解の範囲、内容の設定が重要なポイントとなる)		合意形成が必要 (推薦時には合意は形成されていない)		合意形成が必要 (推薦時には合意は形成されて いない)	・比較検討時には合意は形成さ れていない。
メリット	・用地取得が比較的容易	・地権者との合意形成条件によっ ては取得が容易	・用地は取得済	・地権者との合意形 成条件によっては取 得が容易	・地権者との合意形成条件によ っては取得が容易	
	・応募条件の設定によっては、周辺住民・地元自治会等との合意を応募 時点で形成することが可能 ・早い段階から住民が計画に参画することが可能		・用地取得費におい て有利		・委員会が最も適した立地条件 において用地の抽出が可能	
デメリット		・用地交渉が必要		・用地交渉が必要	・合意形成及び用地交渉が必要	
	・周辺住民の合意形成の条件によっては応募がない可能性が高い		関係機関内外の計画 との整合が必要			
備 考	・応募がなかった場合の対応が必要となる。 ・除外する（不利となる）土地及び地盤の条件設定と比較評価条件を事 前に明らかにしておく必要がある。 ・地域振興事業の基本的な考え方を事前に提示しておく必要がある。		・推薦に至る経緯を明瞭にする必要があ る。 ・民有地の推薦は前回手法に近い。		・推薦に至る経緯を明瞭にする 必要がある。	・比較評価の結果、最高点の用 地は、白紙撤回するよう申し入 れがなされている。

※各項目のコメントは参考であり、設定する条件によっては異なる場合がある。

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
事業推進手法の比較②-5-1 (用地の比較評価項目等)

大項目	前回検討委員会(抽出)		佐久市 新ごみ焼却施設(公募)		町田市 熱回収施設(抽出)		三鷹市・調布市 グリーンプラザふじみ(抽出)	
	中項目	小項目	評価項目		第三次選定 評価項目		評価項目	
検討地としての適正	検討状況の	敷地面積	有効敷地面積の確保(一次)		敷地の形状		将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性	
		土地の形状	平坦地の確保(一次)				建築物形状への制約の有無	
		地盤の状況	造成空間の確保(一次)		地盤状況等		地形・地質	
			活断層の有無(一次)				土地利用の現況	
			地質(二次)					
			地震対策(二次)					
			地勢(土地利用状況)(二次)					
			危険施設(二次)					
			用途地域等	許認可等(都市計画区域、農業振興地域他)(二次)				
			用地規制等	法規制(国立公園、国定公園等)(一次)				
評価面①	法令関係他	埋蔵文化財	発掘調査(埋蔵文化財)(二次)		開発行為や建築行為に対する規制等		土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性	
		建築規制						
		災害の危険性	法規制(保安林、砂防指定地、地すべり防止区域等)(一次)					
			防災区域(二次)					
			航空規制等					
		インフラ	上水道、特高の受送電設備					
			排水先公共下水道					
			道路		アクセス道路の確保(一次)			
評価面②	自然環境	動植物貴重種等	希少動植物の存在(一次)		緑地等の保全、希少動植物の保全・配慮			
		生態系ネットワークの保全	希少動植物(二次)					
		生物の種類が多い生息地						
		里山景観	景観(二次)					
		水源涵養・湧水保全	水源・湧水(二次)		水源地の保全			
	地球環境	収集運搬時のCO2発生	運搬距離(二次)		収集運搬の効率		収集運搬との距離	
			周辺の住宅等の密集度		地域住民の居住状況		住居密集割合	
			学校等からの距離		教育・福祉施設等への配慮		周辺諸施設との距離	
			現有道路の混雑度		周辺道路の整備状況		周辺他施設における車両通行状況	
			接道状況					
		歩行者の安全性の確保						
余熱利用 リサイクルプラザ	社会環境				類似施設の状況		騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性	
					市境からの距離		関連施設との距離	
					熱利用施設、バイオガス利用施設の有無		他市町村との距離関係	
					バス拠点等の有無			
					初期整備費、ライフライン整備費			
					敷地造成コスト(二次)			
					用地取得概算費用(二次)		用地取得費	
					地権者の理解(一次)		用地取得の実現性	
					地権者数の多寡、権利解除の難易度(二次)			
					地元の合意形成過程(二次)			
			他市町村との協議(二次)					
			地元の理解度・協力度を、ヒアリング・意見交換から記述により評価					
用地取得費・形成費用	余熱利用 リサイクルプラザ		ライフラインコスト(水・電力)(二次)		初期整備費、ライフライン整備費			
			敷地造成コスト(二次)					
			用地取得概算費用(二次)		用地取得費			
			地権者の理解(一次)					
			地権者数の多寡、権利解除の難易度(二次)					
			地元の合意形成過程(二次)					
			他市町村との協議(二次)					
			地元の理解度・協力度を、ヒアリング・意見交換から記述により評価					

○ 網掛けは前回検討委員会の比較評価項目に含まれない項目です。

○ 前回検討委員会は、土地の面積、土地の形状等、周辺の状況、道路状況、インフラ整備、土地の取得、余熱利用の7項目を望ましい土地の条件とし、法的制約、千葉県基準、災害防止、生物多様性などの視点から不利な土地の条件を設定して比較検討地を抽出した後、上記の比較評価を行っています。

○ 佐久市は、まず資格判定(一次)を行い「適」と判定された候補地について、次の段階となる点数評価(二次)を行っています。

○ 町田市は、一次選定、二次選定を行った後に上記の三次選定を行っています。

一次選定は以下の3項目です。

- ・法的制約条件への適合(防災、自然保護、文化財保護に関する地域、農用地区域、保安林等の除外)
- ・災害・環境に対する安全性(活断層、湿地、水道水源近傍エリアの除外)
- ・既往の土地利用との整合

二次選定は以下の4項目です。

- ・物理的制約条件への適合(必要面積の確保、分散整備の可能性)
- ・収集・運搬の効率
- ・地形・地質条件(用地の勾配等)
- ・用地取得の可能性(市有地の活用、民有地の検討)

○ 三鷹市・調布市は、検討対象地を抽出した後(上記の比較評価を行っています。検討対象地の抽出項目は以下の6項目です。

- ・土地面積が2ha以上確保できること。
- ・大型車両が通行可能な道路からの距離が短いこと。
- ・現在の土地の所有者が公共であること。
- ・学校や研究所など現に多くの人が利用している土地は避けること。
- ・地域の特性を生かした特殊な利用を行っている特殊公園は避けること。
- ・都市の防災機能の向上に資する遊水池は避けること。